

宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会会議傍聴に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会会議運営に関する要綱第8条第2項の規定に基づき、宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会会議(以下「会議」という。)の傍聴について、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第3条 一般席の定員は、定めない。ただし、会場における適正人員を超えるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴の手続き)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、会議開催場所の傍聴人受付において、住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

2 会議開催予定時刻の15分前において傍聴希望者が、すでに会場における適正人員を超えているときは、くじ引きで傍聴人を決する。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器及び棒その他、人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗及びのぼりの類を携帯している者
- (3) ハチマキ、腕章、たすき、リボン、ゼッケン及びヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイクの類を携帯している者
- (5) 笛、ラッパ及び太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) 張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (5) その他会議の秩序を乱し、又は会議を妨害になるような行為をしないこと。

(写真等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真等を撮影し、又は会議の録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(職員の指示)

第8条 傍聴人は、全て職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他必要な事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月10日から施行する。